

2024年6月24日

各位

大阪府中央区瓦町三丁目5番7号
株式会社アドバンスクリエイト
代表取締役社長 濱田 佳治
(コード番号: 8798 東証プライム、福証、札証)
(連絡先) 総合企画部長代行 越川 俊
電話 06-6204-1193

人とテクノロジーを深化させ進化する会社

第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行に係る払込完了のお知らせ

当社は、2024年6月7日開催の取締役会において決議いたしました、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当による第10回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」という。）の発行に関し、本新株予約権に係る発行価額の総額（16,000,000円）の払込が本日完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2024年6月7日付で公表しております「第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

本新株予約権の概要

(1)	割 当 日	2024年6月24日
(2)	新 株 予 約 権 数	20,000 個
(3)	発 行 価 額	本新株予約権1個当たり800円 (本新株予約権の払込総額16,000,000円)
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数: 2,000,000株 (本新株予約権1個当たり100株) 下限行使価額(下記(6)を参照)においても、潜在株式数は2,000,000株 であります。
(5)	資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	2,068,000,000円(注)
(6)	行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額は1,030円です。 上限行使価額はありません。 下限行使価額は721円(本新株予約権の発行要項第13項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)です。 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正されます。但し、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
(7)	募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 先)	第三者割当の方法により、大和証券株式会社(以下「大和証券」という。)に全ての本新株予約権を割り当てます。

ご注意: この文書は、当社の第10回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に係る払込完了に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(8)	譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>本新株予約権に関して、当社は、大和証券との間で、本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」という。）を締結しました。本新株予約権買取契約においては、下記の内容について合意しております。</p> <p>① 新株予約権の行使制限措置</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め、証券会員制法人福岡証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条及び同規則の取扱い「2. 第4条（MSCB等の発行に係る尊重義務）関係」の定め、証券会員制法人札幌証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条及び同規則の取扱い「2. 第4条（MSCB等の発行に係る尊重義務）関係」の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等（同規則に定める意味を有する。）の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を大和証券に行わせません。</p> <p>また、大和証券は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うことを合意しております。大和証券は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとしております。</p> <p>② 新株予約権の譲渡制限</p> <p>大和証券は、当社の取締役会の承認がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。大和証券は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとしております。但し、大和証券は、当社の普通株式（本新株予約権の権利行使により取得したものを含む。）を第三者に譲渡することは妨げられません。</p>
(9)	本新株予約権の行使期間	<p>2024年6月25日から2027年6月24日（但し、本新株予約権の発行要項第16項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。</p>
(10)	その他	<p>当社は、大和証券との間で、本日付で、本新株予約権の行使等について規定した覚書を締結しております。</p>

(注) 資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

以上

ご注意：この文書は、当社の第10回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に係る払込完了に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。